

IASB 保険アップデート

2009年5月

William Hines, FSA, MAAA

保険会計プロジェクト

国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）は、それぞれの会合で保険会計プロジェクトについて検討を行いました。当該会合における決定事項の概要は下記の通りです。

IASBの2月の会合において、評価基準、要因分析、そして契約時点における評価額（キャリブレーション）について検討を行いました。IASBのスタッフは、5種類の評価基準を提示し、出口価値（Exit Value）と履行価値（Fulfillment value）の概念に焦点がおかれしました。出口価値は、2007年に発表された保険ディスカッション・ペーパーに提案された手法で、仮想的な独立当事者間取引における交換価値です。履行価値は、ディスカッション・ペーパーに対して寄せられた複数のコメントレーターにおいて提案されたもので、通常業務の中で保険会社が契約義務を履行するために保険契約者に対して直接的に負っている債務の価値です。IASBは、どちらのアプローチが好ましいか合意することはできませんでしたが、双方の概念についてさらに調査を行うこととなりました。また、短期の未発生負債に対して未経過保険料アプローチを適用することについても調査することを決定しました。

共同プロジェクトであるため、FASBも別途同じ案件について検討を行いました。IASBとは対照的に、FASBでは履行価値の概念が明らかに支持されており、その他の案件についてもそれを前提とした検討が進められています。

IASBは、評価手法が満たすべき具体的な条件について確認しました。損害保険の保険金負債の割引に関する事項を除いて、議論の分かれるものはなく、全てディスカッション・ペーパーに述べられていた通りの事項です。これらは、以下の通りです。

- 期待されるキャッシュフローの現時点における明示的な期待値を使用すること。
- 貨幣の時間価値を反映すること。
- 明示的にマージンを加味すること。
- 金融市場関連の変数の推定は、観察可能な市場価格と可能な限り整合的とすること。

FASBは、これらの概念に関しては、結論に至りませんでした。

両審議会は、契約時点におけるマージンの額は、保険料を参照して評価すべきであり、それ故に契約時に利益（Day-one Gain）を認識すべきではないという点で合意しました。また、両審議会は、新契約費の取り扱いなど、今後の検討において本件を再考する必要があるかもしれないという点でも合意しました。

IASBは、3月の会合において、保険契約の評価に反映すべきキャッシュフローにはどのようなものを含めるべきか議論しました。このセッションは教育目的であったため、本件については何の決定事項もありません。

FASBは、4月2日の会合において、キャッシュフローに係る案件について検討を行いました。審議会は、保険契約の履行価値の評価に、単一のベストエスティメート・シナリオに基づくキャッシュフローではなく、（確率加重された一連の期待シナリオに基づく）キャッ

シュフロー期待値を使用すべきであること、また、キャッシュフロー期待値は每期アップデートすべきであることについて合意しました。審議会は、また、キャッシュフローの評価にあたっては、保険契約の履行を表す入手可能なあらゆる情報を考慮すべきであることに合意しました。こうした情報には、業界データ、個社の事業費実績、その他契約の履行に係る市場データなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

現行プロジェクトのスケジュールでは、基準の公開草案（Exposure draft）を2009年末までに発表し、最終版会計基準を2011年に公表する予定です。

利益認識プロジェクト

保険契約のプロジェクトと類似の問題を扱っているプロジェクトとして、利益認識に関するIASB/FASBの共同プロジェクトがあります¹。両審議会は、顧客との契約における会社のネットポジションが増加した時に利益を認識することを提案しています。ネットポジションは、当該契約に関する権利および義務の価値です。利益は、契約の資産が増加した時、または、契約の負債が減少した時（あるいはその二つの組み合わせ）に認識されます。これは典型的に、会社が契約における義務を満了することで発生します。

この評価モデルにおいて、会社は契約の権利および義務を取引価格、すなわち顧客に約束した対価で評価します。この概念は、現在の出口価値よりも、現在の履行価値の定義に近いと考えられます。

IASBおよびFASBは、最近、このモデルの二つの側面である貨幣の時間価値および対価の不確実性について議論しました。

保険プロジェクトに関する両審議会の決定と整合的に、両審議会は、貨幣の時間価値の影響が大きい場合にはこれを正味契約価値に反映すべきであると決定しました。しかし、割引率については、現在の出口価値に関するディスカッション・ペーパーのスタンスとは対照的に、両審議会は、他の商品やサービスの提供を伴わずに会社とその顧客が金融取引を行った場合に適用される割引率とすべきであると決定しました。保険契約にこの考え方をあてはめた場合、解釈の一つとして、契約の料率設定時に保険料と保険金を割り引くために使用した率を割引率として設定することが考えられます。

両審議会が検討したその他の議題としては、約束された顧客の対価が（顧客の信用リスクや契約の修正以外の理由で）不確実な場合、取引価格をどのように決定するかということです。これは、保険契約における将来保険料の払込の不確実性と類似しています。両審議会は、契約開始時における取引価格は、顧客対価の見込み金額、すなわち、確率加重された顧客対価の推定値であると結論づけました。契約開始以降は、会社は取引価格の変化を反映し、また、これらの変化を契約履行義務に配賦することにより当該契約の評価額をアップデートしていくこととなります。評価という側面においては、これらの決定は過去の保険契約プロジェクトに関する議論と整合的です。一方、主な違いとして、保険プロジェクトでは、全ての顧客対価を評価に反映できるわけではないとIASBが示唆しています。例えば、ディスカッション・ペーパーでは、保障を継続するための権利を維持するために必要な将来の保険料のみを保険契約の評価に認識すべきであると提案しています。現在のところ、このような制限は利益認識プロジェクトでは設定されていません。

日本は2011年までにIFRSとのコンバージェンスを完了

日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は、IASBとの共同会合の場において、2011年6月末までに国際財務報告基準（IFRS）とのコンバー

¹利益認識プロジェクトの対象に保険契約は含まれていませんが、本プロジェクトの決定事項が保険プロジェクトの議論に影響を及ぼす可能性があります。

ジェンスを完了させるため、一層のペース・アップを図ることを発表しました。西川郁生 ASBJ委員長は、「日本では、昨年来、日本企業によるIFRSそのものの利用可能性について検討が行われています。その議論からも、影響を受ける企業がASBJのコンバージェンス・プロジェクト²を早期に進めていくよう求めていることは明らかです。」と語りました。

本ペーパーに記された内容は、著者の見解を示すものであり、ミリマン・インクを代表した見解を表明するものではありません。ミリマンは、ここに示した情報を認証したわけでも、その正確性、完全性を保証したわけでもありません。当該情報は、読者自身の判断でご利用いただくものであり、その正確性、完全性に関する独立したレビューをせずに依存すべきものではありません。また、ここに掲載されている内容は、ミリマンの同意なしに複製することはできません。

Copyright © 2009 Milliman, Inc.

William Hines は、ミリマン・ボストン・オフィスのプリンシパル兼コンサルティング・アクチュアリーです。

以上の内容についてさらに詳しく知りたい方は、William Hines (+1 781 213 6200)、または、william.hines@milliman.com もしくはお近くのミリマン・オフィスのコンサルタントにお問合せください。また、弊社ウェブサイト(www.milliman.com) もご覧ください。

² 「ASBJ ‘to adopt IFRS by 2011’」（2009年3月13日）は、<http://gaapweb.com/News/1482-ASBJ-to-adopt-IFRS-by-2011-.html> より抜粋。